

**【助成対象団体・活動内容】**

**Q 1. この助成事業での被災者の範疇は？**

- A. 双葉郡5町村（葛尾村、富岡町、浪江町、大熊町、双葉町）及び飯館村に居住しているもしくは出身者

**Q 2. 助成対象活動は？**

- A. 双葉郡5町村及び飯館村で実施する地域コミュニティ活動や交流事業

**Q 3. 被災者支援のために行う活動に条件はありますか。**

- A. あります。活動の参加者に占める被災者の割合が7割程度以上であることを条件とし、精算報告時には名簿の提出を求めます。従来より行われてきた夏祭り等のイベントであっても、被災者との交流を目的に行い、かつ上記の条件を満たす場合は助成対象とします。（参加者が数百人規模で、名簿の作成が難しい場合は、参加者数の資料の提出のみで構いません。例：参加者200人、うち地域住民150人、その他の周辺住民50人など）被災者の参加が少数であった場合は、事業実施後でも助成金をお返しいただく可能性があります。

**Q 4. 助成対象外活動の、「震災と関係なく行われる従来事業」とは何ですか。**

- A. お祭り、子供会活動、地区の敬老会、避難訓練など、震災がなくとも行われる事業のことです。ただし、交流を目的とする活動は対象となります。

**Q 5. 活動場所は福島県内どこでもよいですか。**

- A. 双葉郡内及び飯館村に限ります。

**Q 6. 福島県民ですが、県外に避難しています。対象となりますか。**

- A. 対象となりません。

**Q 7. スポーツ少年団や同窓会、職場親睦会等の会員のみで行う活動は対象となりますか。**

- A. 対象となりません。友人・知人のみの活動とも言えるものであり、個人の負担で行うべき活動であると考えためです。

**【助成対象費用】**

**Q 8. 宿泊で行う活動の場合、宿泊施設の入場料や入湯税は対象となりますか。**

- A. 対象となりません。

**Q 9. 応募書や精算報告書を提出するための切手代や封筒代、写真代は対象となりますか。**

- A. 対象となりません。申請・報告に係る経費は、応募団体が負担していただきます。

- Q10. 交付決定より前に支払った経費は対象になりますか。**  
A. 対象となりません。交付決定日以降に使用した経費が対象となります。
- Q11. 弁当茶菓代等は予備分も助成対象となりますか。**  
A. 原則として参加人数分のみ対象です。ただし、事前に出欠を取った人数分で弁当を注文し、当日体調不良等やむを得ない理由で欠席者が出た場合は、欠席者分も助成対象となります。
- Q12. 個人への支払いは対象となりますか。**  
A. 講師謝金とボランティアの交通費のみ対象になります。資料印刷代や事務費、電話代、食材等の名目で個人への支払いをされるケースがありますが、助成対象とはなりませんのでご注意ください。
- Q13. 会員（参加者）が講師となる場合、講師謝金は対象となりますか。**  
A. 対象となりません。外部講師への謝金のみ対象です。
- Q14. 講師の旅費は対象となりますか。**  
A. 対象となりません。
- Q15. 個人が所有するクレジットカードやスマートフォンによるコード決済を使用して、経費の支払いをしてもよいですか。**  
A. 認めておりません。万が一使用した場合には、支払った経費分をご返還いただきます。

**※その他、助成対象外となる経費例については、助成事業のご案内（応募要項）もご覧ください。**

#### **【活動の実施について】**

- Q16. 応募の翌日以降、助成決定前に活動を実施してもよいですか。**  
A. 認めておりません。交付決定通知書がお手元に届いてから事業を実施してください。活動に当たっては、「実施日」から「活動準備期間」及び「審査期間（おおむね1ヵ月）」を逆算して、ゆとりを持って応募してください。
- Q17. 助成決定後、活動内容に変更が出た場合はどうすればよいですか。**  
A. 福島県共同募金会へご連絡ください。変更内容によっては変更届の提出が必要となります。また、内容によっては助成対象とならない場合がありますので、助成決定後に変更が生じないように、活動内容を十分に検討した上でのご応募をお願いします。
- Q18. 審査で決定した助成対象経費以外の物に、助成金を流用してもよいですか。**  
A. 原則として審査で決定した助成対象経費にお使いいただくこととしています。やむを得ず流用が必要となった場合は、事前に福島県共同募金会へご相談ください。事前相談なしで助成金の流用があった場合には、助成金をご返還いただくことがあります。